

# 兵庫県公報

令和5年8月14日 月曜日 第438号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 保安林の指定予定（治山課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	5
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	5
○ 同 上（同）	5
<b>公 告</b>	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	5
○ 同 上（中播磨県民センター）	6
○ 同 上（同）	6
○ 入札公告（県立工業技術センター）	6
<b>警察本部公告</b>	
○ 落札者等の公示	8
<b>正 誤</b>	
○ 令和4年9月9日付け兵庫県公報第344号中	9

## 告 示

### 兵庫県告示第846号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和5年8月3日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年8月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	田鶴野地区	令和5年8月14日から 同 年9月4日まで	豊岡市役所

### 兵庫県告示第847号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年8月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市山崎町土万字上ミ岡760の1から760の5まで、760の8から760の10まで、760の24、760の25

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ミ岡760の1・760の2・760の9・760の10・760の25(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、  
760の24

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第848号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所  
加古川市金沢町1番地  
加古川製鉄所長 中村 昭二

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所  
加古川市金沢町1番地

(3) 特定施設に関する事項

種	類	61号ハ 圧延施設	
能	力	130,000 t/月	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		令和6年1月8日	
使用開始予定年月日		令和6年1月8日	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	6.5~8.5	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	4	10
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	30	30
	窒素含有量 (単位 mg/L)	1	10
	リン含有量 (単位 mg/L)	0.1	1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		1,000	1,000

備考 特定施設を設置するとともに、同能力の既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年8月14日から同年9月4日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び加古川市環境部環境保全課



兵庫県告示第849号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号  
高砂工業所長 落合計夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号

(3) 特定施設に関する事項

種	類	13号イ 原料処理施設		46号ロ ろ過施設	
能	力	原料8 m <sup>3</sup> /時		容量260 L	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後6箇月		着手後5箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		0時～24時 20時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	4～6	4～6	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	57,000以下	57,000	16以下	16
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	70,000以下	70,000	18以下	18
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	3	5	2以下	2
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	70以下	70	0.8以下	0.8
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	38以下	38	—	—
	シ ア ン 化 合 物 (単位 mg/L)	—	—	0.1以下	0.1
	ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	0.02以下	0.02
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	0.1以下	0.1
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	0.1以下	0.1	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		8以下	8	7以下	7

備考 既設特定施設を廃止するとともに、工程の変更を行うため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年8月14日から同年9月4日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境経済室環境政策課

兵庫県告示第850号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和5年8月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定を解除する区域  
平成29年兵庫県告示第898号及び令和3年兵庫県告示第766号により指定した区域（三田市下内神字打場541番1及び字北山547番11の各一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称  
テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 3 汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

兵庫県告示第851号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和5年8月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05中播位置 0001号	5.7.31	宍粟市山崎町神谷字山蔭313番1の一部	6.0	32.16

兵庫県告示第852号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和5年8月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05中播位置 0002号	5.7.31	宍粟市山崎町神谷字山蔭313番1の一部	6.0	32.34

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年8月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加西市中野町字上山1494番50、1494番56、1494番59、1494番60、1494番67から1494番69まで、1494番71から1494番73まで、1494番75、1494番76、1494番185から1494番191まで、1494番223、1494番228、1494番241、1494番244から1494番248まで

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都千代田区岩本町1丁目7番4号  
株式会社イエローハット 代表取締役 堀江 康生
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和5年6月30日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-27-2号（4加西）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年8月14日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市塩屋字稗田201番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市東延末一丁目155番地  
株式会社あさひ土地 代表取締役 中口 陽介
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和5年1月27日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-28号（4赤穂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年8月14日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市黒崎町198番、199番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市大津区天神町一丁目77番地  
西山工機株式会社 代表取締役社長 西山 敏昭
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年9月13日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-12号（4赤穂）



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年8月14日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 山崎 徹

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
高周波誘導結合プラズマ発光分光分析装置（未使用品）の購入 一式
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
令和6年1月31日（水）
  - (4) 納入場所  
兵庫県立工業技術センター技術交流館4階 発光分光分析室

神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号  
県立工業技術センター総務課 担当 永野  
電話 (078) 731-4192

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和5年8月14日（月）から同月28日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和5年9月28日（木）午前10時 県立工業技術センター 技術交流館1階共通会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和5年9月27日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を令和5年8月28日（月）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

応札予定機種の仕様書（本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。）、カタログ、サポート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類（様式は任意）

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年9月26日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代え

て提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年10月12日(木)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Tooru Yamasaki, Director of Hyogo Prefectural Institute of Technology

(2) Nature and quantity of the product to be purchased

Inductively Coupled Plasma - Optical Emission Spectrometer

(3) Delivery period: January 31, 2024

(4) Delivery place: Hyogo Prefectural Institute of Technology

(5) Deadline for the submission of tender application forms: 16:00 August 28, 2023

(6) Deadline for tender:

10:00 September 28, 2023 by direct delivery

17:00 September 27, 2023 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Nagano, Management Division, General Affairs Department, Hyogo Prefectural Institute of Technology,

3-1-12 Yukihiro-cho, Suma-ku, Kobe, Hyogo 654-0037

TEL (078) 731-4192

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年8月14日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

- 1 落札に係る物品件名及び数量  
特種用途自動車（小型警ら車4WD）16台
- 2 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年7月31日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社スズキ自販兵庫 神戸市西区伊川谷町有瀬1567番地1
- 5 落札金額  
30,624,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和5年6月20日

正 誤

○令和4年9月9日付け（兵庫県公報第344号）  
兵庫県告示第1053号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
8	下から22	鈴蘭台北町 (2)	鈴蘭台北町 (2)
8	下から23	鈴蘭台北町	鈴蘭台北町 一 丁 目
8	同 上	一 丁 目	
8	下から25	鈴蘭台東町 (2)	鈴蘭台東町 (2)
8	下から26	鈴蘭台東町	鈴蘭台東町 三 丁 目
8	同 上	三 丁 目	